

有効成分シンナムアルデヒドを含有する申請農薬の使用者安全性に係る試験結果概要

1. 置型しなもん（シンナムアルデヒド97.0%くん蒸剤）

（1）毒性について

表：置型しなもんの急性毒性試験の結果概要

試験	動物種	結果概要
急性経口毒性	SD ラット	LD ₅₀ 雌：>300 mg/kg 体重、<2,000 mg/kg 体重 2,000 mg/kg 体重：自発活性の欠如、筋緊張、プライアー反射 死亡例で正向反射、呼吸緩慢、低体温、眼の一部閉鎖、唾液と涙の増加 300 mg/kg 体重：毒性徴候なし 2,000 mg/kg 体重で死亡例（2/3 例）
急性経皮毒性	SD ラット	LD ₅₀ 雌雄：>2,000 mg/kg 体重 毒性徴候なし
急性吸入毒性	WIST ラット	LC ₅₀ 雌雄：>5.16 mg/L 呼吸率の減少、呼吸時の雑音、運動失調、無気力、体重減少、肺の暗斑点
皮膚刺激性	NZW ウサギ	強い刺激性あり 紅斑及び浮腫が認められたが、7日後に消失した。
眼刺激性	NZW ウサギ	刺激性あり 角膜混濁、虹彩の異常、結膜の発赤及び浮腫が認められたが、21日後に消失した。
皮膚感作性（LLNA 法）	CBA/JRj マウス	陽性

（2）使用時の注意事項について

置型しなもんを用いた急性経口毒性試験（ラット）における半数致死量（LD₅₀）は300～2,000 mg/kg 体重であり、本剤の使用方法から、使用の際の農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などの着用、使用後の注意事項（手足、顔の洗浄、うがいの実施）、中毒の処置（吐き出させる、医師の手当、異常を感じた場合の処置）、誤飲に関する注意事項の記載が必要であると判断した。

置型しなもんを用いた急性経皮毒性試験（ラット）におけるLD₅₀は>2,000 mg/kg 体重であり、供試動物に毒性徴候が認められなかったことから、急性経皮毒性に係る注意事項の記載は必要ないと判断した。

置型しなもんを用いた急性吸入毒性試験（ラット）における半数致死濃度（LC₅₀）は>5.16 mg/Lであり、供試動物に毒性徴候が認められたが、本剤はハウス内に設置後に速やかに退出し、くん蒸中はハウス内に立入らず、くん蒸後は十分に換気した後に入室することから、使用者の吸入ばく露はないものと考えられ、急性吸入に係る注意事項の記載は必要ないと判断した。

置型しなもんを用いた皮膚刺激性試験（ウサギ）の結果は強度の刺激性が認められたことから、不浸透性手袋、ゴム長靴、長ズボン・長袖の作業衣などの着用、皮膚に付着しないよう注意すること、皮膚に付着した場合の処置（石けんでよく洗う）についての注意事項の記載が必要であると判断した。

置型しなもんを用いた眼刺激性試験（ウサギ）の結果、刺激性があり、回復に21日を要したことから、使用の際の保護眼鏡の着用、眼に入らないようにすること、眼に入った場合の処置（水洗、眼科医の手当）、使用後の洗眼についての注意事項の記載が必要であると判断した。

置型しなもんを用いた皮膚感作性試験（マウス）の結果は陽性であるが、使用方法がビニールハウス等密閉できる場所でのくん蒸であるため、使用の際の農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣の着用、保護クリームの使用、使用後の処置（身体の洗浄、うがいの実施、衣服の交換・洗濯）、かぶれやすい体質の人への注意喚起についての注意事項の記載が必要であると判断した。

置型しなもんの使用方法は、ビニールハウス等密閉できる場所でのくん蒸であるため、くん蒸中のハウスへの立入の制限、くん蒸終了後後のハウスの換気についての注意事項の記載が必要であると判断した。

以上の結果から、使用时安全に係る注意事項（農薬登録申請書第8項人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法）は、次のとおりと判断した。

- (1) 誤飲などのないよう注意すること。
誤って飲み込んだ場合には吐き出させ、直ちに医師の手当を受けさせること。本剤使用中に身体に異常を感じた場合には直ちに医師の手当を受けること。
- (2) 本剤は眼に対して刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。
眼に入った場合には直ちに水洗し、眼科医の手当を受けること。
- (3) 本剤は皮膚に対して刺激性があるので皮膚に付着しないよう注意すること。
付着した場合には直ちに石けんでよく洗い落とすこと。
- (4) 使用の際は保護眼鏡、農薬用マスク、不浸透性手袋、ゴム長靴、長ズボン・長袖の作業衣などを着用するとともに保護クリームを使用すること。
作業後は直ちに身体を洗い流し、洗眼・うがいをするとともに衣服を交換すること。
- (5) 作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。

(6) かぶれやすい体質の人は作業に従事しないようにし、施用した作物等との接触をさけること。

(7) くん蒸中はハウス内へ入らないこと。また、くん蒸終了後はハウスを開放し、十分換気した後に入室すること。

これらの内容は、令和5年3月16日に開催された独立行政法人農林水産消費安全技術センター農薬使用時安全性検討会において了承された。

(URL : http://www.acis.famic.go.jp/shinsei/gijigaiyou/shiyoujiR4_2.pdf)